

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
（格納容器内<u>の不活性雰囲気の維持機能</u>） 第２５条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、<u>原子炉格納容器内窒素封入設備（以下「窒素封入設備」という。）は、表２５－１で定める事項を運転上の制限とする。また、格納容器内の水素濃度の監視として、</u>格納容器内水素濃度は表２５－１で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は１号炉、２号炉及び３号炉のみ適用される。<u>ただし、以下の場合は、窒素封入設備に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</u> <u>（１）窒素封入設備の点検、電源停止等のために、計画的に窒素封入設備を一時停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを１時間に１回確認する場合。</u> <u>（２）運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該窒素ガス分離装置を再起動した場合又は他の窒素ガス分離装置に切り替えた場合。なお、窒素ガス分離装置を再起動する又は他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては、当直長は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを１時間に１回確認する。</u> ２．<u>窒素封入設備及び</u>格納容器内水素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 <u>（１）安全・リスク管理GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、当直長に通知する。</u> <u>（２）当直長は、窒素ガス分離装置を運転するとともに、必要な窒素封入量が確保されていることを毎日１回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</u> <u>（３）当直長は、表２５－２に定める事項を確認する。</u> <u>（４）安全・リスク管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表２５－１に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。</u> <u>（５）</u>当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日１回確認する※^１。 ※１：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。 <u>①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。</u> <u>②</u>当直長は、<u>窒素封入量の減少操作</u>を中止する又は行わない。 <u>③</u>安全・リスク管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。 <u>④</u>当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表２５－１の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。 <u>⑤</u>当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。	（格納容器内<u>水素濃度</u>） 第２５条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、格納容器内水素濃度は表２５－１で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は１号炉、２号炉及び３号炉のみ適用される。 ２．格納容器内水素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 <u>（１）安全・リスク管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表２５－１に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。</u> <u>（２）</u>当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日１回確認する※^１。 ※１：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。 <u>①</u>当直長は、<u>格納容器内に水素を放出する作業</u>を中止する又は行わない。 <u>②</u>安全・リスク管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。 <u>③</u>当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表２５－１の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。 <u>④</u>当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。	現状を踏まえた運転上の制限の見直し

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																																		
3. 当直長は、<u>窒素封入設備又は</u>格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25－<u>3</u>の措置を講じる。 表25－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td><u>運転中の窒素封入設備</u></td><td><u>窒素ガス分離装置1台が運転中であること</u></td></tr><tr><td><u>待機中の窒素封入設備</u></td><td><u>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること</u></td></tr><tr><td>格納容器内水素濃度</td><td>2. 5 % 以下</td></tr></table> 表25－2 <table><tr><th>項目</th><th>頻度</th></tr><tr><td><u>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であることを確認する。</u></td><td><u>1ヶ月に1回</u></td></tr></table> 表25－<u>3</u> <table><tr><th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td><u>A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合（ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く）</u></td><td><u>A 1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置1台を運転状態とする措置を開始する。</u> 及び <u>A 2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u></td><td><u>速やかに</u> <u>速やかに</u></td></tr><tr><td><u>B. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置が1台もない場合</u></td><td><u>B 1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置を少なくとも1台動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u></td><td><u>速やかに</u></td></tr><tr><td><u>C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</u></td><td><u>C 1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u></td><td>速やかに</td></tr></table> （中略）	項 目	運転上の制限	<u>運転中の窒素封入設備</u>	<u>窒素ガス分離装置1台が運転中であること</u>	<u>待機中の窒素封入設備</u>	<u>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること</u>	格納容器内水素濃度	2. 5 % 以下	項目	頻度	<u>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>	条件	要求される措置	完了時間	<u>A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合（ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く）</u>	<u>A 1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置1台を運転状態とする措置を開始する。</u> 及び <u>A 2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>	<u>B. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置が1台もない場合</u>	<u>B 1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置を少なくとも1台動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>	<u>C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>C 1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u>	速やかに	3. 当直長は、格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25－<u>2</u>の措置を講じる。 表25－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>格納容器内水素濃度</td><td>2. 5 % 以下</td></tr></table> 表25－<u>2</u> <table><tr><th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td><u>A. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</u></td><td><u>A 1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u></td><td>速やかに</td></tr></table> （中略）	項 目	運転上の制限	格納容器内水素濃度	2. 5 % 以下	条件	要求される措置	完了時間	<u>A. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>A 1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u>	速やかに	現状を踏まえた運転上の制限の見直し
項 目	運転上の制限																																			
<u>運転中の窒素封入設備</u>	<u>窒素ガス分離装置1台が運転中であること</u>																																			
<u>待機中の窒素封入設備</u>	<u>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること</u>																																			
格納容器内水素濃度	2. 5 % 以下																																			
項目	頻度																																			
<u>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であることを確認する。</u>	<u>1ヶ月に1回</u>																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
<u>A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合（ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く）</u>	<u>A 1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置1台を運転状態とする措置を開始する。</u> 及び <u>A 2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u> <u>速やかに</u>																																		
<u>B. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置が1台もない場合</u>	<u>B 1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置を少なくとも1台動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>																																		
<u>C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>C 1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u>	速やかに																																		
項 目	運転上の制限																																			
格納容器内水素濃度	2. 5 % 以下																																			
条件	要求される措置	完了時間																																		
<u>A. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</u>	<u>A 1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u>	速やかに																																		

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																				
（所内電源系統） 第 2 9 条 所内電源系統は，表 2 9－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，以下の場合は運転上の制限を満足していないとはみなさない。 （1）送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合。 （2）第 1 8 条，<u>第 2 5 条</u>及び第 2 7 条で要求される設備が，各条の第 1 項に定める事項の実施により運転上の制限を満足している場合。 2．所内電源系統が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （1）当直長は，第 1 8 条，<u>第 2 5 条</u>及び第 2 7 条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認する。 3．当直長は，所内電源系統が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 2 9－2 の措置を講じる。 表 2 9－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>所内電源系統</td><td>第 1 8 条，<u>第 2 5 条</u>及び第 2 7 条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること</td></tr></table> 表 2 9－2 <table><tr><th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A．運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td>A 1．要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr></table> （中略）	項 目	運転上の制限	所内電源系統	第 1 8 条， <u>第 2 5 条</u> 及び第 2 7 条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること	条件	要求される措置	完了時間	A．運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1．要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	（所内電源系統） 第 2 9 条 所内電源系統は，表 2 9－1 で定める事項を運転上の制限とする。ただし，以下の場合は運転上の制限を満足していないとはみなさない。 （1）送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合。 （2）第 1 8 条及び第 2 7 条で要求される設備が，各条の第 1 項に定める事項の実施により運転上の制限を満足している場合。 2．所内電源系統が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 （1）当直長は，第 1 8 条及び第 2 7 条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを 1 週間に 1 回確認する。 3．当直長は，所内電源系統が第 1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表 2 9－2 の措置を講じる。 表 2 9－1 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限</th></tr><tr><td>所内電源系統</td><td>第 1 8 条及び第 2 7 条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること</td></tr></table> 表 2 9－2 <table><tr><th>条件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A．運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td>A 1．要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td><td>速やかに</td></tr></table> （中略）	項 目	運転上の制限	所内電源系統	第 1 8 条及び第 2 7 条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること	条件	要求される措置	完了時間	A．運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1．要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	第 2 5 条の運転上の制限の見直しに伴う変更
項 目	運転上の制限																					
所内電源系統	第 1 8 条， <u>第 2 5 条</u> 及び第 2 7 条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A．運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1．要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																				
項 目	運転上の制限																					
所内電源系統	第 1 8 条及び第 2 7 条で要求される設備並びに免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていること																					
条件	要求される措置	完了時間																				
A．運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1．要求される所内電源系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																				

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
附 則 附則（令和６年１２月１８日 原規規発第 24121811 号） （施行期日） 第 1 条 <u>この規定は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日から施行する。</u> 2．第 5 条及び第 4 2 条の 2 については、放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （以下、省略）	附 則 <u>附則（</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内に施行する。</u> 附則（令和６年１２月１８日 原規規発第 24121811 号） （施行期日） 第 1 条 2．第 5 条及び第 4 2 条の 2 については、放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 （以下、省略）	